

# I 平成23年度事業報告書(平成23年4月1日～平成23年10月2日)

(第29事業年度)

中国残留邦人問題については、二度の「帰国ラッシュ」を経た後は、新たに帰国する残留邦人が年々減少を続け、援護の重点は引揚げ援護、帰国直後の援護から定着、自立問題に置かれるようになってきた。邦人一世が退職年齢に近づくとつれ、年金問題等、老後生活の安定が最大の問題となってきたが、国は平成20年から老齢基礎年金の満額支給、支援給付の支給等による新たな支援策を開始し、これにより、帰国者の老後生活は経済的な面で大きく改善された。

現在では、帰国邦人の更なる高齢化、新たな帰国者の更なる減少が進みつつあり、帰国邦人一世と配偶者の老後生活の質を確保するための支援と、中高年化しつつある二世世代を含めた次の世代の自立支援が課題となってきている。こうした中で、当援護基金も事業の構成、配分をニーズの変化に合わせて適切な形に変えていく必要に迫られている。

一方で、当援護基金は公益法人改革の流れの中で、公益財団法人への移行を目指して諸々の作業を進めてきたが、10月3日を以てようやく移行を成就するに至った。この移行作業が大変膨大で援護基金の各種事務に様々な変更が及ぶ複雑なものであったため、今年度(平成23年4月1日～10月2日)においては、これへの対応に忙殺された。

また、財政面においても、ここ数年間は金融危機や円高等の影響を受けて資金運用は大変厳しい状況にあり、企業・団体・個人からの寄付金についても経済不況や残留邦人問題への国民の関心の低下、折からの東日本大震災の被災者への義援金の集中等により、これまた同様に大変厳しい状況にあった。

しかし、寄付金は目標額が低目に抑えられていたため何とか達成することができ、支出を極力抑える努力もあって、予算案審議時にあらかじめ認めていただいた事業安定化準備資産の取り崩しは公益目的事業会計・共通の1000万円のみで、23年度事業計画を支障なく実施することができた。

各事業の状況については次のとおりである。

## 1 寄付金募集状況

平成23年度の一般寄付金の募集目標額525万円に対し、団体・企業・個人から寄せられた浄財は、700万円余りであった。また、これと別に養父母お見舞いの用途指定寄付が60万円弱、東日本大震災義援金が60万円寄せられた。

なお、一般寄付金には出版会計から寄付した100万円も含まれる。

**【援護基金に対する寄付金の特例】**

- (1) 設立当初 10 億円枠の指定寄付金（一定要件の下に免税）が認められ、昭和 60 年 6 月 28 日に目標を達成。この果実により中国人養父母への扶養費送金と中国残留邦人等やその家族の就学援助を行っている。
- (2) 平成 7 年 9 月 19 日、特定公益増進法人としての認定を受け、以後すべての寄付が一定要件の下に減免されてきた。
- (3) 平成 8 年 5 月 2 日付、褒章条例に基づき、公益団体として認定された。
- (4) 平成 23 年 10 月 3 日付、公益財団法人へ移行。

**2 基本財産等の運用状況**

今年度前半は、前年度決算時よりも、低金利に至った国内債並びにさらに進んだ歴史的円高水準の中での外国債券であり、運用収入はきわめて厳しい。年後半に利払いされる債券があるとはいえ、為替水準が劇的に円安に回復しない限り、年間の運用収入は昨年の1.4%の運用益をも下回るものになると思われる。

**3 【各事業結果】**

**1. 公1：中国残留日本人孤児の養父母及び中国等に残留する日本人孤児等に対する支援事業（国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業）**

**(1) 中国残留日本人孤児の養父母等に対する扶養費の支払事業**

中国残留孤児の養父母等に対する扶養費の支払いは、前年度に帰国した孤児について日中両国政府間で名簿の確認後、中国紅十字会総会に送金している。

平成23年度上半期の結果は次のとおりである。

**【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】**

◆厚生労働省にて中国政府に対し対象者（H22 帰国孤児）名簿を送付

**【参考】平成23年度下半期（10月3日～翌3月31日）の予定**

◆日中両国政府間にて送金対象者を確定後、送金予定（3月頃）

**【昭和61年8月6日第1回送金以降の累計】 ※H23.10.2 現在**

対象帰国孤児数	3,086人
総額	870,283,973円

## (2) 中国残留邦人等に対する生活状況調査及び援助事業

### ア 訪中座談会（個別訪問型）

中国東北地区等において、主として帰国希望の孤児及び残留婦人等を対象に、中国における生活状況等を調査し、中国帰国者等の生活指導上の資料とするとともに、これらの者に対して、日本社会の現況、帰国受入援護、帰国手続き等について周知を図る。

平成18年度までは、中国残留邦人等に都市部に出てきてもらい集団で座談会を開催していたが、19年度からは健康上の理由や遠隔地に居住しているため座談会会場に来ることが出来ない者について、中国残留邦人等宅に赴き直接話しをする形式をとっているが、新たに一時帰国に参加したり、祖国日本が自分のことを忘れていないと感謝されたりと非常に有意義であったので、今後も同様な形式で実施することとしている。

平成23年度上半期の結果は次のとおりである。

#### 【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】

##### ◆派遣のための事前準備

#### 【参考】平成23年度下半期(10月3日～翌3月31日)の予定

##### ◆座談会の実施

日 程：10月17日(月)～22日(土)

派遣職員：3名

実施地域：北京市、河北省（石家荘市・廊坊市・秦皇島市）

対象者数：3名

※予定どおり実施済

【昭和60年開始以来の対象残留邦人累計】 ※H23. 10. 2 現在

903人

### イ 中国関係者訪日協議

援護基金では、中国残留孤児問題の円滑な進展を図るため、日本人孤児問題等に携わっている中国政府関係者を日本に招致し、日本に帰国した中国残留邦人がどのような生活を送り、また、どのような問題を抱えているのかを理解していただくために「中国帰国者定着促進センター」及び「中国帰国者支援・交流センター」などを案内し知見を深めていただく。また、これを機会に中国政府関係者に中国残留邦人の円滑な帰国の促進についてお願いする。

平成23年度上半期の結果は、次のとおりである。

【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】

◆受入調整

【参考】平成23年度下半期(10月3日～翌3月31日)の予定

◆中国政府及び地方政府担当官との訪日協議

第3回集団一時帰国事業実施時に併せ実施する予定

※11月29日から12月5日、訪日者の人数は4名

(中国政府公安部1名、外交部1名、山東省公安厅1名、天津市公安局1名)

- (3) 中国に残る中国残留邦人等の集団一時帰国(厚生労働省の委託事業、企画競争参加)  
日本に肉親がなく、また、あっても何らかの事情により受け入れられない等の理由で日本への訪問ができない残留邦人を援護基金が身元引受人となって日本に招待(約2週間)する集団一時帰国事業を行っているところである。  
平成23年度上半期の結果は、次のとおりである。

【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】

◆第1回、2回集団一時帰国事業の実施

(第1回)

平成23年5月23日～6月3日 8世帯16人

(第2回)

平成23年9月8日～9月19日 15世帯30人

【参考】平成23年度下半期(10月3日～翌3月31日)の予定

◆第3回集団一時帰国事業の実施

(第3回)

平成23年11月29日～12月10日 17世帯32人(予定)

【平成2年開始以来の一時帰国者累計】※H23.10.2現在

1,956人(残留邦人1,125人 介護者831人)

※緊急(個別)一時帰国分2世帯4人を含む。(平成22年度実施)

2. 公2：日本に永住帰国した中国残留邦人等に対する定着・自立支援事業  
(国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業)

(1) 養父母お見舞訪中援助事業

養父母お見舞い訪中援助事業は、養父母の高齢化に伴い、健康上の理由等で来

日できないため、孤児が訪中して見舞う事業（初回・2回目訪中、危篤・葬儀参列訪中の援助可）であり、近年は、帰国孤児の高齢化により、単独で訪中できない者も少なからずいることから、これらの者は同行する介護人1名に対する旅費の援助も必要に応じて行っている。

近年の状況は、次のとおりである。

- ① 訪中人員 帰国孤児10人程度（年間）
- ② 時期 年度中随時
- ③ 旅程 申請者と援護基金が計画した旅程（約2週間程度）
- ④ 援助内容 渡航費及び見舞金を援護基金が援助する。

平成23年度上半期の結果は、次のとおりである。

【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
援助者数	1	0	0	0	2	1	4

【参考】平成23年度下半期（10月3日～翌3月31日）の予定

◆上半期の実績と同程度の者からの申請が見込まれる。

【昭和62年開始以来の訪中援助者累計】※H23.10.2現在

560人

(2) 中国残留邦人等に対する就学資金貸与事業

中国帰国者とその子等（二世・三世）に対し、大学及び専修学校等への就学を援助するため就学資金の貸与を行い、これらの者が日本社会において早期に自立し心身共に健全な生活を営むことができるよう手助けするものである。

また、毎年、財団法人岡村育英会から奨学金援助の申し出があり、当援護基金の就学資金の貸与者の中から来春又は再来春に卒業予定の専門学校生等を同育英会に推薦しており、本件奨学金は援護基金を通じて各学生に給付するものである。

平成23年度上半期の結果は、次のとおりである。

【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】

① 就学資金

- ◆4月：貸与者の確定（下表のとおり）
- ◆5月～6月：貸与者に対し上半期分の送金
- ◆滞納者に対する返還督促

○ 貸与予定者総数（平成23年度）

区 分	平成23年度 新規貸与者数	継続貸与者数	平成23年度 貸与者総数
高 校	0	0	0
大 学	8	46	54
専 修 学 校	1	3	4
鍼 灸 学 校	1	2	3
日本語教育機関	1	0	1
計	11	51	62

<参考> 就学資金の種類及び貸与額

区 分	大 学	専修学校	鍼灸学校	日本語教育機関
入学資金	入学時 30万円以内	入学時 50万円以内		—
奨 学 金	月額 4万円以内		月額 3万円以内	年額 55万円以内

【昭和60年以來の貸与者累計】 ※H23.10.2現在

高 校	382人（平成22年度から中止）
専修学校等	155人
大学（短大を含む）	285人
日本語教育機関	8人（平成16年度より給付から貸与に移行）

② 岡村育英会

- ◆ 4月：岡村育英会へ援助者の推薦
- ◆ 5月援助者の確定（10人）及び上半期分の送金

【参考】平成23年度下半期（10月3日～翌3月31日）の予定

① 就学資金

- ◆ 10月：貸与者に対し下半期分の送金（送金済）
- ◆ 11月1日：次年度分貸与者の募集開始（掲載済）

※平成22年度から国の制度として実施された「高等学校における授業料の無償化（又は低減化）」については、その存続について検討されていると一部の新聞に報道されたところであり、については、その動向次第では当援護基金の就学援助の対象に高等学校を含めることを検討中。

② 岡村育英会

- ◆ 10月：下半期分の送金（送金済）

(3) 中国帰国者支援・交流センター等就学教材費援助事業

中国残留邦人等が日本社会において早期に自立するために国（厚生労働省社会・援護局）が設置した施設である中国帰国者支援・交流センターなどに通学し、日本語の学習支援を受ける者のうち国が支援対象としない者（中国残留孤児が日本帰国後において呼び寄せた二世及び三世）に対し教材費を援助する。

平成23年度上半期の結果は、次のとおりである。

【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】

◆計1,318人 2,687,496円

【参考】平成23年度下半期(10月3日～翌3月31日)の予定

◆上半期の実績と同程度の者からの援助申請が見込まれる。

(4) ホームヘルパー養成及び介護資格取得支援事業

日本社会で自立し心身共に健全な生活が送れるため、または就業上のキャリアアップを目的として中国帰国者の一世、二世及び三世並びにその配偶者を対象に、ホームヘルパー2級のみならず1級及び介護福祉士など、より上級の介護関連資格取得のための養成講座受講料の一部（援助割合50%、上限5万円）を援助する。

平成23年度上半期の結果は、次のとおりである。

【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
援助者数	1	1	5	8	10	4	29

【平成15年開始以来の援助者累計】※H23.10.2現在

452人

【参考】平成23年度下半期(10月3日～翌3月31日)の予定

◆上半期の実績と同程度の者からの援助申請が見込まれる。

(5) 中国残留邦人等支援団体が実施する事業に対する助成事業

帰国孤児や帰国婦人等とその家族を対象に、日本語教育、生活相談、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている団体等に対してその事業を助成する。

本事業は、団体助成委員会において、助成する団体、助成内容を審査し、その答申に基づいて助成を行う。

平成23年度上半期の結果は、次のとおりである。

【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】

- ◆4月：募集案内（4月1日～30日）
- ◆6月：申請書の締切（6月末）
- ◆7月27日：団体助成委員会にて助成の採否等を審議  
※助成団体の確定（14団体 うち2団体新規）
- ◆8月：助成金の交付（14団体 4,709千円）

【昭和59年開始以来の助成額累計】※H23.10.2現在 239,679千円
---

【参考】平成23年度下半期（10月3日～翌3月31日）の予定

- ◆次年度の事業準備

(6) 意思疎通生活相談・援助事業

事務局に「生活相談室」を設けて、中国語話者である職員（医師や看護師などを経験した職員）を配置して中国残留邦人及びその家族がかかえている諸問題の相談に応じる。

平成23年度上半期の結果は、次のとおりである。

【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】

- ◆定例相談  
電話、メール等により相談対応。（月2～3件程度）
- ◆東日本大震災にて被災された中国残留邦人等からの相談  
厚生労働省からの要請に基づき、援護基金本部事務局及び中国帰国者支援・交流センターにおいて、平成23年3月25日から9月30日までの間、相談窓口を設置し、相談対応を行った。  
（相談受付件数 本部事務局：20件 センター：232件 計：252件）

【参考】平成23年度下半期（10月3日～翌3月31日）の予定

- ◆定例相談について、上半期に引き続き実施

(7) 中国帰国者の老後支援事業

ア 介護事業基盤整備援助

公益法人又はNPO法人等が、帰国者やその配偶者に視点をおいた介護事業を始める場合に、一定期間を介護事業基盤整備期間として資金の一部を援助する。



また、介護保険事業者として事業を行っている公益法人又はNPO法人が、高齢帰国者及びその配偶者をサービスの対象としたことにより運営に負担が生じている場合には、一定の条件の下に支援を行う。これらの支援は、団体助成委員会で、助成する団体、助成内容を審査し、その答申に基づいて助成を行う。平成23年度上半期の結果は、次のとおりである。

【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】

- ◆4月：募集案内（4月1日～30日）
- ◆6月：申請書の締切（6月末）
- ◆7月27日：団体助成委員会にて助成（支援金のみ）の採否等を審議  
※支援団体の確定（2団体）
  - ①NPO法人中国帰国者等のための介護・福祉の会ニイハオ：ふれあい街道ニイハオ
  - ②NPO法人中国語の医療ネットワーク：デイサービス故郷
- ◆8月：支援金の交付

【参考】平成23年度下半期（10月3日～翌3月31日）の予定

- ◆次年度の事業準備
  - ※団体助成委員会 委員を新たに1名選定する必要あり。  
（ご病気によりご逝去された松尾武昌氏の後任）

イ 要介護支援モデル事業

平成20年度及び21年度において、厚生労働省からの委託事業として要介護支援モデル事業を実施した。この事業は、中国帰国者等が入所又は通所する老人福祉施設等において帰国者等のニーズにあった介護サービスがどのようなものか、また、どのように支援することで安心した老後の生活を送ることができるのか等について調査研究を行うもので、試行的に中国語話者である「支援員」を派遣及び携帯電話による中国語の語りかけ支援を行い、その支援効果を有識者による研究会により検証した。

これらの調査結果を踏まえ、平成22年度は援護基金の自主財源において以下の事業を実施した。平成23年度はその継続実施も含めて、帰国者の老後支援策の内容を検討しているところである。

- ① 中国語の語りかけサービス事業  
中国帰国者等が在所する施設から要請があれば支援員（中国語話者）派遣のうえ中国語の語りかけサービスを行うとともに、施設の職員とともに効果的な支援方法等について検討する。また、必要に応じ、各自治体の実施する中国帰国者等に係る支援制度を有効的に活用される旨の助言を行う。
- ② 有識者による介護セミナー  
中国帰国者等が在所する老人福祉施設等の職員、中国残留邦人等宅に訪問

介護を行っている事業所等の職員及び支援通訳などを対象とし有識者によるセミナーを開催する。

平成23年度上半期の結果は、次のとおりである。

【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】

◆事前準備

【参考】平成23年度下半期(10月3日～翌3月31日)の予定

◆有識者による介護セミナーの開催も含めた、帰国者への具体的な老後支援策実施に向けての検討会議の開催(1月日途に時期等調整中)

(8) 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援事業

中国及びサハリンに残留した邦人のうち、身元が判明している中国残留邦人・サハリン残留邦人が戸籍の訂正等の申請を行う場合に、その手続きに必要な弁護士費用等を援助する。

本事業は、当援護基金が日本財団からの助成を受けて日本司法支援センターに委託して支援を行うもので、平成23年度は10件296万円(申請に際して昨年10月14日の理事会及び同月22日の評議員会(双方とも書面表決)で事前承認を得ている)を申請している。

平成23年度上半期の結果は、次のとおりである。

【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】

◆援助件数 6件(樺太帰国者)

【参考】平成23年度下半期(10月3日～翌3月31日)の事業計画

◆援助件数 4件(中国帰国者2件、樺太帰国者2件の見込み)

(9) 普及啓発及び広報事業

終戦後生まれの方々が日本国民の75%を越えるなかで、中国帰国者が日本社会で温かく迎え入れてもらうためには中国残留邦人のことを知っていただくことが何より重要である。そのため、あらゆる機会を捉えて中国残留邦人についての普及啓発事業を行う。

機関紙については、中国帰国者等、関係公的機関、関係民間団体、寄附者(法人を含む以下同じ。)等に対し、「理事会審議の概要・援護基金の業務遂行の現況・寄附者のご芳名・出版物の紹介」等、時宜に即した記事を掲載することとしており、平成23年度は3回発刊を目標としたところであり、上半期の結果は、次のとおりである。

【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】

◆機関紙68号(7月10日発行)

【参考】平成23年度下半期(10月3日～翌3月31日)の予定

◆機関紙69号(10月20日発行)※発送済

◆機関紙70号(翌2月下旬予定)

(10) 中国帰国者定着促進センター運営事業(厚生労働省の委託事業、企画競争参加)

中国帰国者定着促進センター(所沢)の管理、運営(中国帰国者及びその家族に対する日本語教育、生活指導、就籍指導、就職指導及び日本語能力の向上を図るための通信教育)を行う予定である。

平成23年度は、22世帯82人を受入れ予定。(前年度26世帯99人)

平成23年度上半期の結果は、次のとおりである。

【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】

① 受入

◆88期生の退所(7月7日) 11世帯23人(中国6-16, 樺太5-7)

◆89期生の入所(7月21日) 5世帯14人(中国2-6, 樺太3-8)

② 通信教育

◆34講座、受講生延べ2,120人

【定着促進センターの設置】

中国残留孤児が帰国し、日本社会に定着し自立するための基礎となる研修を行うことを目的として、昭和59年2月1日、国より「中国帰国孤児定着促進センター」が設置された。

永住帰国直後から4カ月間(平成16年度から6カ月間)、日本語教育、生活習慣の習得指導、就籍・就職指導を行っている。平成5年度より残留婦人や同伴する帰国者二世世帯も入所できるようにし、「中国帰国者定着促進センター」とした。平成6年5月に長野、山形分室は平成10年1月閉所、長野分室は平成13年11月閉所。

※入所者累計(長野、山形分室を含む) 1,917世帯 7,001人

※平成23年9月30日までの修了者累計 1,930世帯 7,031人

内訳	所沢	1,781世帯	6,587人
	長野	99世帯	327人
	山形	50世帯	117人

【参考】平成23年度下半期（10月3日～翌3月31日）の予定

① 受入

◆89期生の退所（1月11日予定）5世帯14人（中国2-6, 樺太3-8）

◆90期生の入所（未定）

② 通信教育

◆35講座、受講生延べ2,500人 ※平成24年2月、1講座増設予定

(11) 中国帰国者支援・交流センター運営事業（厚生労働省の委託事業、企画競争参加）  
中国帰国者支援・交流センター（御徒町）の管理、運営（日本語学習支援事業、生活相談事業、及び地域支援事業）を行う予定である。

なお、支援・交流センターにおいて実施すべき事業として平成22年度新たに加わった地域生活推進支援事業について、中国帰国者が老後をより安心して生活できるようにするための先駆的・自主的な事業をNPO等と連携してモデル的に実施することとしている。

平成23年度上半期の結果は、次のとおりである。

【平成23年度上半期（4月1日～10月2日）の結果】

◆日本語教室、パソコン教室、相談事業及び交流事業の実施

○平成23年度上半期（4月～9月）までの通所者実績

	日本語教室(人)	パソコン教室(人)	相談事業(件)	交流事業(名)
人数・件数 〔出席実績〕	512 [2,956]	113 [895]	176	749 [2,876]

【支援・交流センターの設置】

中国帰国者問題について、国民の関心と理解を促し、地方公共団体との連携の下に民間ボランティアや地域住民の協力を得ながら、日本語の学習支援、相談事業、交流事業及び普及啓発事業などを中長期的に行うため、平成13年11月1日に「中国帰国者支援・交流センター」が設置された。

【参考】平成23年度下半期（10月3日～翌3月31日）の予定

◆日本語教室等の上記事業は、上半期に引き続き実施

◆地域支援事業の実施（11/1 医療通訳研修会、11/11 栃木県防災講座、11/23 茨城県交流会、12月中宇都宮市中国帰国者交流会、1/26 ボランティア研修会 in 埼玉、2/10 支援機関連絡会）

◆地域生活推進事業の実施（東日本大震災被災状況調査、茨城県居住者に対する被災状況調査）

(12) 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業

(厚生労働省の委託事業、企画競争参加)

中国帰国者定着促進センター及び支援・交流センターにおいて、中国帰国孤児等に対して職業指導及び職業相談等を行っている。

平成23年度上半期の結果は、次のとおりである

【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】

◆各センターに相談員を配置のうえ随時、職業指導等を実施

【参考】平成23年度下半期(10月3日～翌3月31日)の予定

◆上半期に引き続き実施

なお、「就職ガイダンスブック」を作成し、各都道府県庁等へ発送予定(2月)

(13) 中国残留邦人等とその家族のための日本語教材等の開発及び出版事業

様々な年齢層や学習レベルの帰国者等の学習ニーズに応えるために、引き続き日本語教材等の開発、改訂、出版をすすめる。また、中国残留邦人等について社会的関心を高め、広く一般の理解を深めるために、引き続き必要な出版物の開発に努力し、発刊、販売を行う。これらの教材等の出版物を必要とする帰国者や支援者等が容易に入手出来るように、定着促進センターや支援・交流センターだけでなく、より広い範囲への広報、販売にも努力する。

平成23年度上半期の結果は、次のとおりである

【平成23年度上半期(4月1日～10月2日)の結果】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
販売冊数	804	70	843	98	621	285	2,721
販売額(千円)	1,309	118	1,395	102	1,003	350	4,277

【参考】平成23年度下半期(10月3日～翌3月31日)の予定

◆上半期に引き続き随時、販売。

◆なお、販売状況を勘案し在庫の不足が見込まれる書籍については、増刷を予定。